

ハートケア鎌倉訪問看護ステーション運営規程

訪問看護・介護予防訪問看護

(事業の目的)

第1条 医療法人光陽会が設置するハートケア鎌倉訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)において実施する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)の利用者の立場に立った適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を確保することを目的とする。

(指定訪問看護の運営の方針)

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。
- 2 利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その療養上の目標を設定し、計画的に行う。
 - 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
 - 4 事業に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 指定訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び居宅介護支援事業者へ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第37号)に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

- 第3条 事業所が実施する事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図る。
- 2 利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努める。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努める。
 - 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び地域包括支援センターへ情報の提供を行う。
 - 6 前5項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ハートケア鎌倉訪問看護ステーション
- (2) 所在地 神奈川県鎌倉市材木座2丁目1番20号 材木座 Quiet Village 201号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 看護師 1名(常勤兼務)

管理者は、主治医の指示に基づき適切な指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕が行われるよう必要な管理及び従業者の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

- (2) 看護職員等：看護師6名(常勤3名、非常勤3名)、准看護師1名(非常勤1名)、理学療法士7名(常勤6名、非常勤1名)

看護職員は、主治医の指示による指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕計画に基づき指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に当たる。

- (3) 事務職員：必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。但し12月30日から1月3日までを除く。

附則(令和 元年 5月 1日変更)

附則(令和 5年 5月 1日変更)

附則(令和 7年 9月 1日変更)

- (2) 営業時間 午前9時から午後5時30分までとする。

- (3) サービス提供日は365日、サービス提供時間は午前9時から午後5時30分とする。

- (4) 電話等による連絡は24時間可能とする。

(指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の内容)

第7条 事業所で行う指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕は、利用者の心身の機能の維持回復を図るよう妥当適切に行うことを目的として、次に掲げる事業を行う。

- 2 看護職員等は、訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書(以下「訪問看護計画書」という。)、又は訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書(以下「訪問看護報告書」という。)を作成し、利用者又はその家族に説明する。

- 3 (介護予防) 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
- (3) 食事および排泄等日常生活の世話 (4) 床ずれの予防・処置
- (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア
- (7) 認知症患者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導
- (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護の利用料等)

第8条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の支払いを受けるものとする。詳細は別添料金表のとおり。

2 (介護予防) 訪問看護を提供した場合の利用料金のほか、以下の場合はその他利用料として支払いを受けるものとする。

(1) 死後の処置料 15,000 円

3 第9条に定める通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の実施地域を超えた地点から徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、1 kmあたり 15 円とする。

4 前3項の利用料等の支払を受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料(個別の費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

5 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用料並びにその他の利用料の内容及び金額に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名)を受けることとする。

(通常の実施地域)

第9条通常の実施地域は、鎌倉市、逗子市、葉山町、その他地区は要相談。

(緊急時等における対応方法)

第10条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡を行い、指示を求める等の必要な措置を講じるとともに管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 看護師等は清潔の保持及び年1回の健康診断を行い健康状態の管理に努める。

また事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。医療廃棄物については、事業所へ持ち込まず、利用者又はその家族が医療機関に持ち込む等にして処理する。

(相談・苦情処理)

第12条 指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕の提供に係る利用者からの相談・苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 本事業所は、提供した指定訪問看護〔指定介護予防訪問看護〕に係る利用者からの相談・苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

- 2 事業所は、前項の事故及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(秘密の保持)

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 従業者は正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。退職後も同様とする。
- 3 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずる。

- 2 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的（年1回）に実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 6 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(記録の整備)

第16条 事業所は(介護予防)訪問看護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。

- (1) 主治医の指示書
- (2) (介護予防)訪問看護計画書
- (3) (介護予防)訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (6) 苦情・相談等に関する記録
- (7) 事後の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

2 事業所は従業員・設備・備品及び会計に関する記録を整備し、その終了の日から5年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第17条 本事業所は、従業員の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年6回

2 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は医療法人光陽会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する。

この規定は、令和4年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年5月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。

この規定は、令和6年7月1日から施行する。

この規定は、令和7年4月1日から施行する。

この規定は、令和7年7月10日から施行する。

この規定は、令和7年9月1日から施行する。